

成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱

(通則)

第1条 成果連動型民間委託契約方式推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

(目的)

第2条 交付金は、成果連動型民間委託契約方式¹（以下「PFS」という。）による事業（以下「補助事業」という。）（ソーシャル・インパクト・ボンド²（以下「SIB」という。）を含む。）を実施する地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。））又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合（以下「地方公共団体等」という。））に対し交付し、補助事業の事例を蓄積することにより、地方公共団体におけるPFSの一層の普及を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体等が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、以下のとおりとする。

- (1) 補助事業における委託費のうち、設定した成果指標の改善状況に応じて委託費が変動する部分（以下「成果連動部分」という。）について、補助率を2分の1とする。

¹ 本要綱における「成果連動型民間委託契約方式」は、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）における定義によるものとする。

² 本要綱における「ソーシャル・インパクト・ボンド」は、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）における記載によるものとする。

- (2) S I Bによる補助事業実施時に必要となる、受託者が資金提供者から資金調達するにあたり発生する経費部分（以下「ファイナンス部分」という。）について、補助率を10分の10とする。
- 3 以下の経費は、補助対象経費とならない経費とする。
 - (1) 補助事業の実施に関連のない経費
 - (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額を言う。以下「消費税等仕入控除税額」という。）
 - (3) 補助事業以外にも利用可能な汎用性の高い備品に係る経費
 - (4) ファイナンス部分にあつては、資金提供者に対する利払いや償還相当分及び受託者の人件費

（交付の申請）

第4条 交付金の交付を受けようとする地方公共団体等は、大臣に対し、別記様式1の交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

- 2 前項の交付申請をするに当たっては、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第5条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請があつた場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付申請を行った地方公共団体等に交付金の交付決定を行うとともに、速やかに交付決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を、別記様式2の交付決定通知書により交付申請を行った地方公共団体等に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第6条 前条の通知を受けた地方公共団体等は、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、別記様式3の申請取下書を作成し、大臣に提出するものとする。

（契約等）

第7条 地方公共団体等は、補助事業における委託先を選定するに当たり、競争性のある手続を原則とし、これによりがたい場合であっても、当該団体における財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこととする。

(交付申請の変更)

第8条 地方公共団体等は、交付金の交付決定の通知を受けた後の事情の変更(補助事業の受託者の公募結果による、必要となる交付金額の変更等)により、この交付申請書の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式4の変更交付申請書を提出するものとする。ただし、補助事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更である場合はこの限りでない。

(交付の変更決定)

第9条 大臣は、前条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めたときは、地方公共団体等に交付金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第10条 大臣は、前条の規定による交付金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を、別記様式5の交付決定変更通知書により地方公共団体等に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第11条 前条の通知を受けた地方公共団体等は、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、別記様式3の申請取下書を作成し、大臣に提出するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第12条 地方公共団体等は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式6の事業中止・廃止承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方公共団体等は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに別記様式7の報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 地方公共団体等は、大臣から要求があった場合は、速やかに補助事業の遂行状況を別記様式8の事業状況報告書により大臣に報告しなければならない。

(交付事業の遂行等の命令)

第14条 大臣は、地方公共団体等が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、地方公共団体等にその遂行等を命ずることができる。

2 大臣は、地方公共団体等が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 地方公共団体等は、補助事業の実績報告について、事業を完了した日若しくは事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、大臣に別記様式9の事業実績報告書及び添付書類を提出して行うものとする。

2 地方公共団体等は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに年度終了の実績報告として別記様式9の事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書に該当する事項のある地方公共団体等は、前項の実績報告書を提出するに当たり交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合にはこれを交付対象経費から減額して提出するとともに、後日、消費税及び地方消費税の申告により交付金の消費税等仕入控除税額が確定し、その金額が減じた額を上回る場合には、その上回る部分の金額について別記様式10の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告し、これを返還しなければならない。

(交付金額の確定)

第16条 大臣は、補助事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助事業の成果が交付金の決定内容(第10条の規定に基づく決定をした場合は、その決定された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地

- 方公共団体等に別記様式11による交付額確定通知書を通知するものとする。
- 2 大臣は、地方公共団体等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。
 - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

- 第17条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に、支払うものとする。ただし、必要があると認められかつ会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、交付金の全部又は一部について概算払をできるものとする。
- 2 地方公共団体等は、前項本文の規定による交付金の支払を受けようとするときは、別記様式12の精算払請求書を、前項ただし書の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式13の概算払請求書を官署支出官内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

- 第18条 大臣は、報告を受けた補助事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該地方公共団体等に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

- 第19条 大臣は、第12条に規定する申請があつた場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 地方公共団体等が、適正化法、適正化法施行令その他の法令又は本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 地方公共団体等が、交付金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 地方公共団体等が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して、地方公共団体等に対し当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの理由により交付の決定を取消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金を地方公共団体等が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 大臣は、交付金の返還を命じ、これを地方公共団体等が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、補助事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付金の経理)

第20条 地方公共団体等は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 地方公共団体等は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 地方公共団体等は、別記様式14の調書を作成しておかなければならない。

(補助事業の検査等)

第21条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条に基づき、地方公共団体等に対して、報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(財産処分の制限)

第22条 地方公共団体等は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、事業の完了後においても大臣の承認を得ないで交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、

- 担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 2 地方公共団体等は、取得財産の処分を行おうとする場合は、内閣府における補助均等に係る財産処分の承認手続き等について（平成20年5月27日府会第393号）により申請書を提出し、承認を得なければならない。
 - 3 地方公共団体等が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
 - 4 地方公共団体等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
 - 5 地方公共団体等は、取得財産等について別記様式15の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

（無体財産権に関する届出）

第23条 地方公共団体等は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「無体財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式16の無体財産権届出書を大臣に提出しなければならない。

（その他）

第24条 前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）が、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名

成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付申請書

成果連動型民間委託契約方式推進交付金として下記金額を交付していただきますよう、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、事業計画書その他関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 事業の目的及び内容（概要）
- 2. 事業経費内訳書

(単位：円)

年度	事業経費総額	うち、成果連動部分(※1) うち、ファイナンス部分(※2)	
		うち、成果連動部分(※1)	うち、ファイナンス部分(※2)
令和●年度			
令和●年度			
令和●年度			
合計			

※1：補助事業における委託費のうち、設定した成果指標の改善状況に応じて委託費が変動する部分
※2：ソーシャル・インパクト・ボンド方式(以下「SIB」という。)による補助事業実施時に必要となる、受託者が資金提供者から資金調達するにあたり発生する経費部分

- 3. 事業の完了の予定期日

4. 交付申請額 金 _____ 円

- 5. 年度別申請額内訳

年度分 金 _____ 円
年度分 金 _____ 円
年度分 金 _____ 円

- 6. 添付資料

(1)事業計画書(別紙様式(成果水準書(案)、契約書(案)含む))
(2)その他参考となる書類

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名 殿

内 閣 総 理 大 臣

成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった成果連動型民間委託契約方式推進交付金については、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は申請書とともに提出を受けた事業計画書その他関係書類のとおりとする。
- 2 交付金の額は次のとおりとする。

(単位：千円)

年度	成果連動部分	ファイナンス部分	合計
令和●年度			
令和●年度			
令和●年度			
合計			

- 3 その他（条件等）

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名

成果連動型民間委託契約方式推進交付金（変更）申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付の（変更）申請を行った成果連動型民間委託契約方式推進交付金の実施について、その申請を取り下げたく、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第6条（第11条第1項）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請を行った年月日 年 月 日
2. 申請を取り下げる理由

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名

成果連動型民間委託契約方式推進交付金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった成果連動型民間委託契約方式推進交付金については、下記のとおり変更したいので承認されたく、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第 8 条の規定に基づき、申請します。

記

1. 理由及び内容（具体的に記載すること。）

2. 事業経費内訳の変更状況
(変更前)

(単位：円)

年度	事業経費総額	うち、成果連動部分	
		うち、成果連動部分	うち、ファイナンス部分
令和●年度			
令和●年度			
令和●年度			
合計			

(変更後)

(単位：円)

年度	事業経費総額	うち、成果連動部分	
		うち、成果連動部分	うち、ファイナンス部分
令和●年度			
令和●年度			
令和●年度			
合計			

3. 添付資料

- (1) 事業計画書（別紙様式（成果水準書、契約書含む））
- (2) その他参考となる書類

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名 殿

内 閣 総 理 大 臣

成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった成果連動型民間委託契約方式推進交付金については、下記のとおり変更交付することに決定したので、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第10条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で変更申請のあった事業とする。
- 2 交付金の額は次のとおりとする。
ただし、事業の内容が再度変更された場合における交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

(単位：円)

	年度	成果連動部分	ファイナンス部分	合計
変更前	令和●年度			
	令和●年度			
	令和●年度			
	合計			
変更後	年度	成果連動部分	ファイナンス部分	合計
	令和●年度			
	令和●年度			
	令和●年度			
	合計			
	増減額			

- 3 その他（条件等）

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名

成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった成果連動型民間委託契約方式推進交付金については、下記の理由により事業を中止・廃止したいので承認されたく、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 事業の中止・廃止の発生年月日及びその理由

2. 補助事業実施状況

(単位：円)

年度	支出済みの事業経費総額		
	うち、成果連動部分	うち、ファイナンス部分	
令和●年度			
令和●年度			
令和●年度			
合計			

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名

成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業事故報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった成果連動型民間委託契約方式推進交付金に事故が生じたので、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円
2. 事業の進捗状況
3. 事故の内容及び原因
4. 補助事業実施状況

(単位：円)

年度	支出済みの事業経費総額		
	うち、成果連動部分	うち、ファイナンス部分	
令和●年度			
令和●年度			
令和●年度			
合計			

5. 事故に対して執った措置及び執るべき措置

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名

成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった成果連動型民間委託契約方式推進交付金について、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第13条の規定に基づき、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業実施概要

2. 補助事業実施状況

(単位：円)

年度	支出済みの事業経費総額		
	うち、成果連動部分	うち、ファイナンス部分	
令和●年度			
令和●年度			
令和●年度			
合計			

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名

成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった成果連動型民間委託契約方式推進交付金について、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第15条第1項（第15条第2項）の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 補助事業実施状況

(単位：円)

年度	支出済みの事業経費総額		
	うち、成果連動部分	うち、ファイナンス部分	
令和●年度			
令和●年度			
令和●年度			
合計			

2. 添付資料

- (1) 事業報告書（様式は、別途指定）
- (2) その他参考となる資料

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名

成果連動型民間委託契約方式推進交付金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった成果連動型民間委託契約方式推進交付金について、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第15条第3項の規定に基づき報告します。

記

1. 成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第16条の交付金の確定額
(年 月 日付け 第 号による交付額の確定通知額)
金 円
2. 交付金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
4. 交付金返還相当額 (3の金額から2の金額を減じて得た額)
金 円

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名 殿

内 閣 総 理 大 臣

成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付額確定通知書

年 月 日付けで交付決定した成果連動型民間委託契約方式推進交付金については、年 月 日付け 第 号 実績報告書に基づき、交付額を以下のとおり確定したので、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、通知する。

(単位：円)

交付金確定額	
--------	--

なお、超過交付となった以下の金額については、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第16条第2項に基づき、年 月 日までに返還することを命ずる。

(単位：円)

返還額	
-----	--

支出官
内閣府大臣官房会計課長 殿

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名

成果連動型民間委託契約方式推進交付金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けたので、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算払請求額	金	_____	円
確定額		_____	円
概算払既受領額		_____	円
今回請求額		_____	円

2. 振込先金融機関名、支店、預金の種別、口座番号及び預金の名義

支出官
内閣府大臣官房会計課長 殿

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名

成果連動型民間委託契約方式推進交付金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった成果連動型民間委託契約方式推進交付金について、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

1. 概算払請求額 金 _____ 円

(単位：円)

年度		成果連動部分	ファイナンス部分	合計
令和●年度	交付金決定額	円	円	円
	既受取額	円	円	円
	残額	円	円	円
令和●年度	交付金決定額	円	円	円
	既受取額	円	円	円
	残額	円	円	円
令和●年度	交付金決定額	円	円	円
	既受取額	円	円	円
	残額	円	円	円
合計	交付金決定額	円	円	円
	既受取額	円	円	円
	残額	円	円	円

2. 概算払を必要とする理由

3. 振込先金融機関名、支店、預金の種別、口座番号及び預金の名義

成果連動型民間委託契約方式推進交付金調書

内閣府所管

地方公共団体名

国		地方公共団体					備考
歳出予算科目	交付決定の額	歳入		歳出			
		科目	予算現額	科目	予算現額	支出済額	
(項) 経済財政政策費							
(目) 成果連動型民間委託契約方式推進交付金							

- ・「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
- ・「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- ・「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更生予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、追加更生予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- ・「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別記様式15

成果連動型民間委託契約方式推進交付金 取得財産等管理台帳

取得者の氏名・名称	
財産名	
規格	
金額（円）	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置場所	
備考	

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称及び当該団体の長の氏名

成果連動型民間委託契約方式推進交付金無体財産権届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった成果連動型民間委託契約方式推進交付金について、下記のとおり無体財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱第23条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び無体財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）